

瀬戸市工事等成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、瀬戸市の発注する建設工事及び測量、調査、設計等業務委託（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号に規定する随意契約によるものを除く。以下「工事等」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、用語の意義は、瀬戸市工事等検査要領（平成2年9月1日施行。以下「検査要領」という。）第2条に定めるところによる。

(評定の対象)

第3条 行政課は、検査要領第3条第1項に該当する工事等を評定する。

2 工事等担当課は、検査要領第3条第2項に該当する工事等を評定する。

(評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次のとおりとする。

(1) 監督員

(2) 検査要領第6条第3項に規定する検査者（以下「検査者」という。）

(3) 検査員

(評定の方法)

第5条 評定は、工事等1件ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、監督又は検査の結果により確認した事項について、評定者ごとに的確かつ公正に行うものとする。ただし、1工事につき2人以上の検査者又は検査員が検査することとなる場合においては、それぞれの者が協議の上評定を行うものとする。

(評定表及び評定基準)

第6条 評定は、次により行うものとする。

(1) 土木工事、土木関連工事、水道施設工事、建築工事、建築関連工事及び建築附帯設備工事の評定は、工事成績評定表1（第1号様式）によって行うものとする。

(2) 土木工事、土木関連工事及び水道施設工事の設計、工事監理、調査及び測量に該当する業務委託の評定は、業務委託成績評定表2（第1号様式の2）によって行うものとする。

(3) 建築工事、建築関連工事及び建築附帯設備工事の設計及び工事監理に該当する業務委託の評定は、業務委託成績評定表3（第1号様式の3）によって行うものとする。

2 評定基準は、次のとおりとする。

(1) 設計金額が500万円以上の工事（土木、建築及び諸設備工事）の採点は、工事成績採点の考査項目別運用表1（別表第1）を用いて採点し、設計金額が130万円超500万円未満の工事にあつては、考査項目別運用表1-2（別表第1

－ 2) を用いて採点するものとする。

(2) 測量、調査、土木、建築及び建築関連諸設備設計に該当する業務委託の採点は、業務委託成績採点の考査項目別運用表 2 (別表第 2) を用いて採点するものとする。

(評定表の作成及び報告)

第 7 条 検査要領第 3 条第 1 項に規定する工事等が完成した場合は、検査者は工事等完成検査を行い、当該検査に合格のときは、監督員が前条第 1 項各号の規定による評定表を作成し、工事等検査依頼書 (様式 2 号様式の 2) に当該評定表を添えて行政課長に提出しなければならない。

2 検査員は、前項の工事等検査依頼書が提出された場合は、工事等完成検査を行うものとし、当該検査に合格のときは、前条第 1 項各号の規定による評定表を作成し、行政課長へ報告するものとする。

第 8 条 検査要領第 3 条第 2 項に規定する工事等が完成した場合は、検査者は、工事等完成検査を行い、当該検査に合格のときは、監督員及び検査者が第 6 条第 1 項各号による評定表を作成し、工事等担当課長及び行政課長へ報告するものとする。

(評定結果の通知)

第 9 条 行政課長は、検査員から評定表の提出があったときは、その評定の結果を検査結果通知書 (瀬戸市工事施行規則における諸書類の様式を定める要綱 (平成 27 年 4 月 1 日施行) 第 16 号様式。以下同じ。) により、工事等担当課長及び当該工事等担当課長を経由して当該工事等の契約者に対して、通知するものとする。

2 工事等担当課長は、監督員及び検査者から評定表の提出があったときは、評定の結果を検査結果通知書により、当該工事等の契約者に対して通知するものとする。

3 行政課長は、第 6 条第 1 項第 1 号に規定する工事にあつては、細目別評定採点表 (第 1 号様式の 5) により採点をした項目別評定点 (第 1 号様式の 4) を検査結果通知書に併せて工事等担当課長及び当該工事等担当課長を経由して当該工事等の契約者に対して通知するものとする。

(評定点の説明)

第 10 条 前条第 1 項に規定する通知及び同条第 3 項の項目別評定点の通知を受けた契約者は行政課長に対し、同条第 2 項に規定する通知を受けた契約者は、工事等担当課長に対し、それぞれ当該通知を受けた日から 14 日以内に説明を求めることができる。

2 行政課長又は工事等担当課長は、前項の規定による説明を求められたときは、評定点について説明するものとする。

(評定結果の公表)

第 11 条 行政課長は、第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定による通知の内容について、公表するものとする。

(成績不良工事等に関する報告)

第12条 行政課長は、第9条第1項及び第2項の規定により通知した評定点が55点未満であったときは、工事等成績不良報告決議書（第2号様式）により決裁を受けた工事等成績不良報告書（第2号様式の2）により瀬戸市入札参加者審査委員会規程（昭和47年瀬戸市訓令第2号）第1条に規定する瀬戸市入札参加者審査委員会に報告するものとする。

（雑則）

第13条 この要領に定めるもののほか、諸書類の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成2年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。